



軽自動車の届出は お早めに!

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者または、使用者に課税されます。次の場合は、お早めに、廃車・名義変更の手続きをしてください。

- ①住所が変わったとき
- ②下取りなど車を譲渡したとき
- ③事故や古くなって、車を使わなくなったとき
- ④所有者または、使用者が亡くなったとき
- ⑤盗難にあったとき

問合せ

- 軽自動車四輪・軽二輪・二輪小型自動車
軽自動車検査協会 千葉事務所
☎043(245)0163
☎043(245)9191(テレフォンサービス)
- 原付、農耕作業用
役場税務課
☎⑧1211 内線1111

芸術文化を鑑賞しよう

文化協会第1回 ミニ文化祭

日時 4月15日(日)

展示 午前9時～午後3時30分

発表 午前11時～午後3時30分

会場 町民会館

参加クラブ

園芸、生花、木目込み、パンの花(パンフラワー)、俳句短歌、書道、ペン習字、書星会(書道)、カメラ、ウィンドオーケストラ、ダンス同好会(社交ダンス)、さくら太鼓、詩吟、琴同好会、コール・リヒト(コーラス)、四つ葉の会(手話)、囲碁、将棋、ルアナ・フラ(フラダンス)、カラオケ連合会、舞踊、茶道

*どなたでも来場できます。

狂犬病予防注射を受けましょう

犬も家族の一員です

飼い犬は登録と、年1度の狂犬病予防注射が義務づけられています。今年も4月中旬に犬の登録と狂犬病予防集合注射を行いますので必ず受けましょう。犬の登録・狂犬病予防注射の手順は次のとおりです。

集合注射を

受ける場合は

①平成7年度以降に登録した犬
会場で登録の確認

(3月下旬発送予定のものが
きを持参して下さい)

← 狂犬病予防注射

← 予防注射済票・門標の交付

②登録をしていない犬

登録の申請

(飼い主の住所・氏名と犬
の種類・生年月日・毛色・性別・名前・体格が判るように
してください)

← 狂犬病予防注射

← 犬の鑑札・予防注射済票・門
標・登録カードの交付



集合注射を

受けない場合は

最寄りの獣医さんで、予防注射を受ける

← 役場住民課で注射済票の交付・登録の手続

料金は

①新規登録手数料(平成7年度以降に登録済の場合は不要)

3,000円

②狂犬病予防注射済票交付手数料

550円

③集合注射代金

2,750円

注射を受ける時に 注意する事は

・犬をしっかりおさえられる人が連れてきてください。

・犬のふんは飼い主が責任をもって持ち帰りましょう。

・次の場合集合注射は受けられません

・重い病気がかかっていることが明らかな犬(心不全・腎不全等)

・過去にワクチン等により、アレルギーなどの異常をおこした犬

・人を咬んだことのある犬(狂犬病の鑑定が済んでいない場合)

・犬をおさえられない時

届出が必要です

・飼い犬が死亡したとき
・飼い主の住所や氏名が変わったとき

問合せ・届出 住民課環境係

☎⑧1211 内線1221